

平成27年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 造幣局における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は332件、契約金額は20,783百万円である。また、競争性のある契約は319件（96.1%）、20,346百万円（97.9%）、競争性のない契約は13件（3.9%）、437百万円（2.1%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに減少しており（件数は7.1%の減、金額は21.3%の減）、継続して行っている競争促進の取組が成果を挙げていると考えられる。

表1 平成26年度の造幣局の調達全体像

(単位：件、百万円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(89.1%) 277	(63.3%) 6,447	(89.8%) 298	(85.0%) 17,672	(7.6%) 21	(174.1%) 11,225
企画競争・公募	(6.4%) 20	(31.3%) 3,185	(6.3%) 21	(12.9%) 2,674	(5.0%) 1	(△16.0%) △511
競争性のある契約（小計）	(95.5%) 297	(94.6%) 9,632	(96.1%) 319	(97.9%) 20,346	(7.4%) 22	(111.2%) 10,714
競争性のない随意契約	(4.5%) 14	(5.4%) 555	(3.9%) 13	(2.1%) 437	(△7.1%) △1	(△21.3%) △118
合計	(100%) 311	(100%) 10,188	(100%) 332	(100%) 20,783	(6.8%) 21	(104.0%) 10,595

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 造幣局における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は30件（9.4%）、契約金額は12,678百万円（62.3%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は11.1%の増、金額は226.9%の増）が、主に東京支局がさいたま市へ移転するため、庁舎等の建設工事に係る競争入札（総合評価落札方式）を実施した結果、一者応札となったことによるものである。当該工事の契約金額は約90億円であり、これを除くと金額的には前年度と比較して減少している。

表2 平成26年度の造幣局の二者応札・応募状況

(単位：件、百万円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	270(90.9%)	289(90.6%)	19(7.0%)
	金額	5,755(59.7%)	7,669(37.7%)	1,914(33.3%)
1者以下	件数	27(9.1%)	30(9.4%)	3(11.1%)
	金額	3,878(40.3%)	12,678(62.3%)	8,800(226.9%)
合計	件数	297(100%)	319(100%)	22(7.4%)
	金額	9,633(100%)	20,347(100%)	10,714(111.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(3) 造幣局は、平成22年5月の「随意契約等見直し計画」の策定・公表以来、発注条件や仕様書の見直し等を行うことにより、随意契約の競争入札への移行、二者応札・応募の解消に取り組んできたところであり、従来から積極的に、仕様の見直し、二者応札・応募となった原因の把握・分析（新規参入ができない理由についての他業者への聴き取りや新規参入可能性のある業者についての調査等）を行うことで競争促進の道を模索してきた。その結果、「随意契約等見直し計画」において競争入札へ移行するとしたもの、公募へ移行するとしたもの、引き続き随意契約とせざるを得ないとしたもののうち、競争入札に移行できるものはすべて移行済みであり、現時点ではこれ以上の競争促進は望めない状況に至っている。

しかしながら、依然として随意契約や二者応札・応募にとどまっているものもあり、それらを類型化すると次のとおりである。

①随意契約

水道、後納郵便料、官報公告料等、契約相手先が一の者しか存在しないもの

②二者応札・応募

i) 貨幣を作るための材料であって事実上一の供給者しか存在しないもの

ii) 貨幣の製造等に使用される機械設備、管理システム等であって、設計者・製作者による独自の設計やプログラムにより構成されているものであり、他者の参入が困難なもの

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め、総合的な検討を行った結果、それぞれの状況に即した調達の改善等に努めることとする。

(1) 貨幣を作るための材料に関する調達

本件については貨幣の製造数量が高水準で安定し、材料を大量かつ長期間継続的に調達する状況とならない限り、新規に設備投資を行ってまで参入してくる業者があるとは考えにくい状況がある。従って、貨幣を作るための材料を安定的に調達するため、サプライチェーンの維持・拡大に配慮しつつ、落札率の分析等を通じ、価格合理性の担保を図るなど、合理性、透明性の確保に注力することとする。なお、引き続き、仕様の見直し、二者応札となった原因の把握・分析（新規参入ができない理由についての他業者への聴き取り

や新規参入可能性のある業者についての調査等)に取り組んでいくこととする。

(2) 貨幣の製造等に使用される機械設備、管理システム等に関する調達

本件についても、引き続き当該契約の履行に必要な技術又は設備等を有する者が他にいるかどうかの確認を広く行うための公募の手續に付すとともに、一者応募となった原因の把握・分析(新規参入ができない理由についての他業者への聴き取りや新規参入可能性のある業者についての調査等)に取り組んでいくこととする。

上記(1)(2)の取組みのほか、既に競争性のある契約形態に移行しているものは今後も競争性を確保した調達を行うとともに、随意契約や一者応札・応募にとどまっている案件についても、適正な予定価格の作成等による価格合理性の担保を図り、かつ契約の結果については情報公開するなど、今後とも十分に合理性・競争性・透明性を確保した調達を行っていくこととする。

【調達に当たり、適正な予定価格の作成等による価格合理性の担保がなされているか。契約の結果は適正に情報公開されているか。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約、一者応札・応募に関する内部統制の確立

① 競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチームによる点検・審議
平成20年度に設置した競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチーム(総務部(契約)担当理事、貨幣部(製造部門)担当理事、監事、関係各部課長により構成)において、引き続き、新規案件も含めた随意契約案件、一者応札・応募案件について、点検・審議を行い、競争促進等に向けての取組を行っていくこととする。また、一者応札案件に関しては、契約締結の際、当該プロジェクトチーム構成員のうちのトップである総務部担当理事、貨幣部担当理事に報告し、その妥当性についてチェックを受けることとする。

② 契約審査専門官による審査

契約方式を随意契約にしようとするときは、経理課(調達部門)とは別組織である契約・保有資産監理官に置かれた契約審査専門官(平成19年度設置)に合議し、随意契約とすることが調達の適正化の観点から適切であるかの審査を受けているところである。

【プロジェクトチームによる点検件数、理事によるチェック件数、契約審査専門官による審査件数、点検等の結果を踏まえた契約の見直し件数】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

造幣局においては、調達事務においてこれまで不祥事は発生していない。

今後とも、関係法令等の遵守の意識を徹底するとともに、積極的に調達事務に係る研修に参加し当該事務のスキルアップを図りつつ関係法令等に対する知見を深めることにより、不祥事の発生の未然防止を図っていくこととする。

【契約に当たり、関係法令等に定める手續が適正に取られているか。不祥事を未然に防ぐための取組がなされているか。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受け、この評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

上記3(1)①に記述した「競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチーム」を引き続き活用し、総務部(契約)担当理事を総括責任者として調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定・改定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して別に理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、造幣局のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。